

伊丹市規則第40号

伊丹市庁舎管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 6月22日

伊丹市長 中田 慎也

伊丹市庁舎管理規則等の一部を改正する規則（令和 8 年伊丹市規則第 4 0 号）

（伊丹市庁舎管理規則の一部改正）

第 1 条 伊丹市庁舎管理規則（昭和 3 7 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（開庁及び閉庁）</p> <p>第11条 伊丹市の休日を定める条例（平成 3 年伊丹市条例第 1 号）に定める市の休日を除き、庁舎（市民広場を除く。）の開庁時刻は、<u>午前 8 時 30 分</u>とし、閉庁時刻は、<u>午後 6 時</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、<u>開庁及び閉庁時刻</u>を変更し、又は一部の出入口について閉鎖することができる。</p>	<p>（開庁及び閉庁）</p> <p>第11条 伊丹市の休日を定める条例（平成 3 年伊丹市条例第 1 号）に定める市の休日を除き、庁舎（市民広場を除く。）の開庁時刻は、<u>午前 9 時</u>とし、閉庁時刻は、<u>午後 5 時 30 分</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、前 2 項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、<u>開庁時刻若しくは閉庁時刻</u>を変更し、又は一部の出入口について<u>開放し、若しくは閉鎖</u>することができる。</p>

（伊丹市立消費生活センター条例施行規則の一部改正）

第 2 条 伊丹市立消費生活センター条例施行規則（昭和 4 7 年伊丹市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 伊丹市立消費生活センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 伊丹市立消費生活センター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを変更することができる。</p>

(伊丹市立こども発達支援センター条例施行規則の一部改正)

第3条 伊丹市立こども発達支援センター条例施行規則（平成28年伊丹市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
<p>(開館時間及び休日)</p> <p>第2条 伊丹市立こども発達支援センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>			<p>(開館時間及び休日)</p> <p>第2条 伊丹市立こども発達支援センター（以下「センター」という。）の開館時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>		
区分	開館時間	休日	区分	開館時間	休日
伊丹市立児童発達	午前9時から午後	土曜日、日曜日、国民	伊丹市立児童発達	午前9時から午後	土曜日、日曜日、国民

支援センター	<u>5時30分</u> まで	の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで	支援センター	<u>5時</u> まで	の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで
(略)			(略)		

(伊丹市立保健センター条例施行規則の一部改正)

第4条 伊丹市立保健センター条例施行規則(昭和60年伊丹市規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(開館時間) 第2条 伊丹市立保健センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から <u>午後5時30分</u> までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。	(開館時間) 第2条 伊丹市立保健センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更することができる。

(開発登録簿伊丹市閲覧所閲覧規則の一部改正)

第5条 開発登録簿伊丹市閲覧所閲覧規則(平成11年伊丹市規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分(以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(登録簿の閲覧時間等) 第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時30分</u> までとする。 2～4 (略)	(登録簿の閲覧時間等) 第3条 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、午前9時から <u>午後5時</u> までとする。 2～4 (略)

付 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。